

第 40 回 ISMAP 運営委員会 議事録

開催日時：令和 8 年 4 月 24 日（金）10:00～12:00

場 所：Web 会議

<出席者>

【委員】（五十音順、○は委員長※）

- 江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学研究科 教授
- 大木 榮二郎 工学院大学 名誉教授、特定非営利活動法人 日本セキュリティ監査協会 会長
- 後藤 厚宏 情報セキュリティ大学院大学 教授【途中参加】
- 中尾 康二 国立研究開発法人 情報通信研究機構 主管研究員【欠席】
- 根本 直樹 デジタル庁 統括官付 ガバナンス・マネージャー
- 間形 文彦 NTTドコモビジネス株式会社 情報セキュリティ部 担当部長
- 満塩 尚史 順天堂大学 健康データサイエンス学部 准教授
- 和貝 享介 公認会計士【欠席】

※委員長は本委員会の冒頭に互選により決定。

【制度所管省庁】

- 中溝 和孝 内閣官房 国家サイバー統括室 審議官（制度・監督担当）
- 奥田 直彦 デジタル庁 省庁業務サービスグループ 統括官付審議官【途中参加】
- 赤阪 晋介 総務省 大臣官房 サイバーセキュリティ・情報化審議官
- 奥家 敏和 経済産業省 大臣官房 審議官（商務情報政策局担当）【欠席】

【説明者】

- ISMAP運用支援機関（IPA） 議題 2、3、4、5、8
- 内閣官房国家サイバー統括室（NCO） 議題 1、6、7

【事務局】

- 内閣官房国家サイバー統括室（NCO）

<議事次第>

1. ISMAP運営委員会の運営等について
2. ISMAP等クラウドサービスリストへの登録について
3. ISMAP監査機関リストへの登録について
4. 登録済みサービスの変更に関する届出について
5. 情報セキュリティインシデントについて
6. 規程類の改正について
7. ISMAP管理基準改定等について
8. 監査機関の品質モニタリング結果（2025年度）について

<議事>

【開会】

○事務局長 第40回「ISMAP運営委員会」の開会を宣言。

令和8年4月より新たに2年間の委員委嘱をお願いしたところ、ISMAPに関するご関心事項であったり、あるいは今後期待することなど、一言ご発言をお願いしたい。

○委員 ISMAPは、いろいろ苦勞しつつ、でも、フライをしている状況かと思います。やはりいろいろなオーバーヘッドをどう小さくするかということは依然として課題ではありますが、重要インフラにとっての必要条件ということになっているというのが我が国としては方針になっていますので、引き続き、産業界の方々がうまく動けるように持っていければと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員 この委員会、既に6年経って、それから、その前のクラウドサービスの安全性評価に関する検討会から入れると8年経って、大体安定をしてきたと言いますか、少し硬直化したところもあるのではないかという批判も世の中にはあるのではないかと思います。そういう中で、最近の状況を見ていますと、技術も、脅威も、あるいはそれに対するマネジメントの手法も大きく変化をしつつあって、さらにそのように社会の要請もかなり変わってきていることを認識しなければいけないのかなと思っていますので、それらに対して、いかに機動的に対応できるかというものがこの委員会の課題かなと考えております。

皆様と一緒に取り組みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員 私はずっと政府情報システムの調達事務の標準ガイドライン等をやってきた中であっては、クラウドを安全かつ丁寧に使う、その上で各政府情報システムを使って業務をされる方々がより便利に、より楽に仕事ができるようにというところで、そういった観点にいきますと、やはりクラウドの調達というものがより簡便・簡易に、その中でも、ちゃんとセキュリティが担保された形でいうところで、また貢献ができればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員 ISMAPは、行政機関のみならず、民間企業からも期待されている制度ではないかなと思います。一方で、変化の激しい時代になっておりますので、機動的に変化に対応できるような制度にするために貢献できたらと考えております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 現状、ISMAPは粛々と進んできたかなと思っています。今までもお話あったかと思いますが、重要インフラや自治体や企業等にでも活用していただけるように、今後も粛々と進めていきたいと思っていますというのが一点でございます。

もう一点は、ここ5～6年でもやはり大きくクラウドサービスそのものの機能が変わってきております。モニタリング機能が強化されてきており、ここ数年という単位でございますが、本格的に利用できるようになってきたという感があります。これらを活用するようなISMAPになるよう改善を進めていくべきだと考えております。グローバルな状況も含めて見ながら、ぜひ、ISMAPの改革を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

※ ISMAP運営委員会の委員長の選任について

ISMAP運営規則2.2に定められているとおり、委員の互選により委員長の選任を行った。

○委員長 本日の議題及び進め方について説明。

1. ISMAP 運営委員会の運営等について

○NCO説明者 令和8年4月1日からのISMAP運営委員会の委員委嘱開始に伴い、同委員会の運営及びISMAP運営規則別紙のISMAP運営委員会委員名簿における委嘱された委員及び制度所管省庁の掲載内容について説明します。

○委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)

○委員一同 異議ございません。

2. ISMAP 等クラウドサービスリストへの登録について

○IPA説明者 ISMAPにおいて申請を受理したサービス（新規申請2件、更新申請2件の計4件）に関して、ISMAPクラウドサービス登録規則6.1に基づく技術的審査の結果をそれぞれ7つの観点（以降の(1)～(7)）から報告します。

なお、上記4件以外の15件については、審査において特段の懸念事項がない申請として、ISMAP運営規則2.4.2に基づく手続によりクラウドサービスリストへの登録を実施します。

○IPA説明者 新規申請2件及び、更新申請2件の計4件について、以下のとおり報告します。IPAとしては、全てのサービスについて、ISMAP登録規則6.1に定める要件に適合しており、登録してもよいと考えます。

(1) 基本言明要件が満たされていること

いずれのサービスにおいても、提出された言明書と個別管理策の記載内容が、ISMAP管理基準2.2.4基本言明要件に記載の要件に適合していることを確認しました。

なお、対象外としている統制目標の項目について、対象外とする理由が合理的であることを確認しました。

また、非採用としている詳細管理策（末尾にB又はPBがあるもの）の項目について、非採用とする理由が合理的であることを確認しました。

(2) ガバナンス基準及びマネジメント基準の発見事項が存在しないこと

いずれのサービスにおいても、提出された実施結果報告書にて、発見事項が存在しないことを確認しました。

(3) 実施結果報告書における、管理策基準の発見事項の有無

提出された実施結果報告書にて、3サービスにおいては選択された4桁管理策の発見事項が存在しないことを確認しました。

1サービスについて、選択された4桁管理策の発見事項が存在したことを確認しました。

(4) 前項において発見事項が存在する場合、当該発見事項が軽微であること。軽微であることの要件の一つとして、当該発見事項に係る統制が実施結果報告書の日付から2ヶ月以内に改善することが示された改善計画書が存在すること

上記(3)において発見事項が存在しなかった3サービスについては、本項目は確認対象外となります。

上記(3)において発見事項が存在した1サービスについて、改善計画書が提出され、2ヶ月以内に改善することが示されていることを確認しました。

当該サービスにおける発見事項について、代替統制・補完統制が十分に機能しており、統制目標の達成に影響を与えるものではないこと、継続的あるいは反復的に発生しているものではないことを確認できたことから、発見事項は軽微であると判断しました。

(5) 3.4に規定する情報が適切かつ十分に開示されていること

いずれのサービスにおいても、3.4に規定する情報が適切かつ十分に開示されていることを確認しました。

(6) 3.5に規定する事項に関する宣誓事項が全て含まれていること

いずれのサービスにおいても、3.5に規定する事項に関する宣誓事項が全て含まれていることを確認しました。

(7) その他、本制度の規程類に照らして違反がない、もしくは過去に14.2(5)による登録の削除を受けていないこと。

いずれのサービスにおいても、規程の違反もしくは過去に登録削除を受けたものはないことを確認しました。

○IPA説明者 合わせて以下の内容について報告。

- ・「CLOMOサービス」の発見事項・改善計画書の内容について
- ・「Gemini Enterprise (including Agentspace) and NotebookLM Enterprise」のサービス変更について

○委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)

○委員 CLOMOに関して、発見事項については補完統制が有効に機能していると判断できると思いますので、IPAのご判断のとおり、登録して問題ないものと考えます。

○委員 それ以外のサービスについても、登録することに異議はございません。

○委員 今回、Gemini EnterpriseとNotebookLM Enterpriseが登録されており、その後、1週間ぐらいでサービス変更ということになっているかと思います。特にAI系で、恐らくサービス名変更とかサービスの一部変更とか、今後かなり頻繁に行われるのではないかと予想しております。その場合、公表情報の対応というものを、大きな場合は変更だと思っていますが、その辺の対応方針とか、何かご検討あれば伺いたいと思います。

○IPA説明者 クラウドサービスの名称変更につきましては、ご指摘のとおり、時期を見て更新申請の中で行うものと、今回ご報告させていただいたとおり、特記事項に掲載して変更するという2パターンがあるという状況になっております。いずれにせよ、制度所管省庁の皆様には、クラウドサービス事業者から報告があった際に都度、ご報告をさせていただいている状況になります。今後、制度として、どのように名称変更を進めていくべきかというところにつきましては、制度所管省庁の皆様のご議論を踏まえて、IPAとして担当していくものになるのかなと思っています。

○NCO 変更の取扱について問題意識を持っておりますので、IPAと相談しながら引き続き検討を進めていきたいと思っております。

○委員長 変更がかなり頻発する可能性があるので、迅速にそれらを周知できるようにしたいというのが要望だと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○委員 各省庁が公表情報を見たときに誤認がないようにということで進めていただければと思いますので、検討いただければと思っています。

○委員長 他にご意見、ご質問等ございませんようですので、登録が適切と判断されたサービスにつきましては、ISMAPクラウドサービスリストへの登録についてIPAの原案のとおり決定の上、事務局にて資料を整えた上で、4月24日付でクラウドサービスリストを更新し、4月27日に公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同 異議ございません。

【注記：この議題において、ISMAP 運営規則 2.4.1 に基づき、間形委員については「IIJ セキュア MX サービス for Government」の討議及び議決には加わっていない。】

3. ISMAP 監査機関リストへの登録について

○IPA 説明者 申請を受理した監査機関（新規申請 1 件、更新申請 1 件の計 2 件）に関して、ISMAP 監査機関登録規則 6.1 に基づく技術的審査の結果を 2 つの観点（以降の(1)～(2)）から報告します。

○IPA 説明者 新規申請 1 件及び更新申請 1 件の計 2 件について、以下のとおり報告します。IPA としては、ISMAP 監査機関登録規則 6.1 に定める要件に適合しており、登録してもよいと考えます。

(1) 3.1 から 3.8 に規定する要求事項を満たすことができること。

提出された申請文書及び申請文書に添付された資料等の記載内容が、ISMAP 監査機関登録規則 3.1 から 3.8 に規定する要件に適合していることを確認しました。

(2) その他、本制度の規程類に照らして違反がない、もしくは過去に 11.2(4)による登録の削除を受けていないこと。

規程の違反もしくは過去に登録削除を受けたものはないことを確認しました。

○委員長 （委員へご意見、ご質問等を確認）

○委員長 特にご質問、ご意見等ございませんようですので、登録が適切と判断された監査機関につきましては、ISMAP 監査機関リストへの登録・更新について IPA の原案のとおり決定の上、事務局にて資料を整えた上で、4月24日付で監査機関リストを更新し、4月27日に公表したいと考えますが、よろしいでしょうか。

○委員一同 異議ございません。

4. 登録済みサービスの変更に関する届出について

○IPA 説明者 前回のリスト更新時から次の更新申請までに受領した変更届出について、再監査の必要性及び情報開示の内容案について報告します。

○IPA 説明者 トレンドマイクロ株式会社「1)Trend Vision One, 2)Trend Cloud One」の重大な統制変更等届出書及び ISMAP クラウドサービスリスト掲載事項変更届出書について、変更内容は「申請内のサービスの統合とクラウドサービスの名称変更」となりま

す。ISMAP 登録規則第 3 章の要求事項の実施に疑義が生じるような変更には該当しないことから、再監査は不要と判断します。一方で、当該サービスに関する正しい情報を開示すべきであることから、ISMAP クラウドサービスリストのクラウドサービスリスト詳細及び特記事項欄で開示を行う予定としております。

○IPA 説明者 Snowflake Inc.「Snowflake AI データクラウド」の ISMAP クラウドサービスリスト掲載事項変更届出書について、変更内容は「クラウドサービス事業者の所在地の変更」となります。ISMAP 登録規則第 3 章の要求事項の実施に疑義が生じるような変更には該当しないことから、再監査は不要と判断します。一方で、当該サービスに関する正しい情報を開示すべきであることから、ISMAP クラウドサービスリストのクラウドサービスリスト詳細で開示を行う予定としております。

○委員長 （委員へご意見、ご質問等を確認）

○委員長 特にご質問、ご意見等ございませんようですので、本件につきましては、原案のとおり再監査は不要とし、クラウドサービスリスト詳細及び特記事項欄にて情報開示を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同 異議ございません。

5. 情報セキュリティインシデントについて

ISMAPクラウドサービスリストに登録済みサービスにおいて発生した情報セキュリティインシデントの報告 6 件について、ISMAP運用支援機関から ISMAP クラウドサービス登録規則に基づく直近の対応状況を報告。内容を討議の上、対応方針を決定した。

【詳細については非公開情報の保護やレピュテーションリスク等を考慮し、今回の議事においては公開可能な情報がないと委員において判断されたことを踏まえ、議事の公開は控えさせていただきます。】

6. 規定類の改正について

○NCO説明者 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) 運営規則について、議題 1 での説明のとおり ISMAP 運営委員会の委員名簿の更新を反映するため、所要の改正を行います。

○委員長 （委員へご意見、ご質問等を確認）

○委員長 特にご質問、ご意見等ございませんようですので、この規程類の改正については制度所管省庁が示した内容で決定したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同 異議ございません。

7. ISMAP 管理基準改定等について

○NCO 説明者 ISMAP 管理基準に係るガイドラインの役割等、ISMAP 管理基準改定案の参考資料の公表及び ISMAP 管理基準におけるリスクアプローチの考え方の整理について説明します。

○委員長 （委員へご意見、ご質問等を確認）

○委員長 まずは 1 番目、ガイドラインの役割等について、委員の皆様から質問やご意見を

いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 規制改革推進会議からは、詳細管理策を減らせという強い要望がある。その一方で、もちろん、セキュリティの統制の水準の維持ですとか、監査の実効性をいかに確保するかという課題も抱えておりまして、この両者は単純に考えてトレードオフなわけですね。それに対して、トレードオフをいかに解決するかということで知恵を絞っていただき、丁寧にワーキンググループで議論を重ねていただいた結果が一定の詳細管理策の数の削減という形で生かされたのかなと思います。1,100近い現状の管理策に対して、これだけの数の削減があったということで、世の中にお認めいただけるものになるといいなと思っている次第です。これは御礼とともに、私の希望的な観測を申し上げました。

○委員 （評価観点に沿って）言明いただけなかった、この非言明の場合の取扱いが代替統制に近いやり方になるので、稼働のかかるところかなとは思いますが、この現行同様、必要に応じて（統制目標を達成できることが合理的に説明できるか、CSPに確認を行う）という言葉で記載いただいています、実行上、非言明だったらしっかりご説明をCSPにいただくということになるので、大体は確認が必要になるのだろーと思っておりますけれども、そのように運用されるという予想は間違いではないでしょうか。NCOのご見解をお聞かせいただければと思います。

○NCO 説明者 必要に応じてと書かれておりますけれども、あまりにも言明書等を確認したときに少ない場合は確認することになると考えております。

○委員長 他に、この1番目の論点につきまして、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

○委員 私自身は、このガイドラインのワーキングチームにも参加させていただいておりますので、特段異議があるわけではございませんが、評価観点で言明しない場合もあるわけですね。その場合、私の理解からいくと、リスクアプローチを踏まえた上で、ここが非言明でいいかどうかを個別に判断するというのが大事になるかなと思います。その判断については、運営委員会でも必要に応じてアドバイスするということではあると思います。以上、コメントでございます。

○委員長 事業者が考えるリスクアプローチでこういうふうにやれば大丈夫だというポイントと、政府側として、ここは大丈夫なのかという確認という、そのせめぎ合いのところだと思いますので、効率のよいせめぎ合いの仕方ということが求められているという認識をしてございます。

○委員長 運用上想定される課題への対応はNCOの考えている方法で進めていくということで、委員の皆様からも同意がいただけたと理解をさせていただきます。

○委員 このガイドラインそのもののワーキングの件はこの件で結構だと思います。加えて、3月にガイドラインのワーキングとともに、今後の新たな申請類型の創設に関する検討ワーキングというものも開かれたと理解をしております。こちらに関しましては、なかなか議論が大変なので、精緻な答えが出なかったなというのは私自身も感じているところではございますが、これに関して、今後ご報告があるかどうかというのを制度所管省庁に確認をしたいのですが、いかがでしょうか。今日のご報告がないということは重々理解しておりますが、そこだけ確認させていただければと思います。

- デジタル庁 報告できるタイミングになったら、委員会にご報告したいと思ってございます。
- 委員 ぜひご報告いただきながら、ほかの委員の方のご意見も伺ったほうがいいかと思えます。
- 委員長 （本議題については、）運用上の課題等も含めて進めていただきたいと思います。
- 委員長 2番目は決定となっていますので、ISMAP 管理基準改定案の参考資料の公表について、ご意見、ご質問があればいただきたいと思います。
- 委員 このマッピングについては、それぞれ世の中で普及している統一基準ですとか SP 800-53 などが使われているものですので、管理基準との対応関係が分かるものを世の中に示していくというのは有益かと思えますので、公表いただくべきと考えております。
- 委員長 他に、委員の皆様、いかがでしょうか。今の委員からの意見は、この委員会の総意として、公表を決定するということによろしいでしょうか。
- 委員一同 異議ございません。
- 委員長 3番目、リスクアプローチについて。こちらについては、説明いただきましたけれども、ご意見、ご質問等ありましたらいただきたいと思います。
- 委員 NCO のほうから、今回、リスクアプローチの考え方についてまとめていただいたこととともに、（関係者や前回の運営委員会において）意見も聞いていただいたということはかなりよかったと思っております。今回、やはり全体を見ていくと、リスクアプローチでちゃんと考えていきましょうということには皆さんご同意いただいているのだなと私自身も他の方々の意見も見て思いました。
- 委員 新たな申請類型の創設に係るワーキングということに関しましても、このようなリスクアプローチの考え方に立ち戻り、やはり検討していくことが大事と思っております。
- 委員 形式論的にこれまでの監査の技術も変わってきました。クラウドサービスのモニタリング機能とか、かなり充実してきたこともありますし、AI の活用というものもここ1年間で大きく変わってきたなと思っています。これらを活用し、このリスクベースのアプローチを一体にして新たなものを考えるということが大事だと思いますので、今回、NCO でまとめていただいたことはすごく大事だったと思います。ぜひ、これも活用しながら新たなものを検討していただければと思っています。
- 委員 全般的に同じようなことを申し上げたいのですが、プラスアルファで、改めてというところでございますけれども、本来的なリスク判断に CSP 単独ではなく、利用業務側、政府機関の情報が不可欠ということで、いわゆる発注者側の責任、政府機関の、発注者側の責任としても、やはり自分たちが持っている情報は何かみたいな、もしくはステークホルダーはどういったところがあるか。その影響度分析、インパクト分析等をちゃんとやるようにということにつきましては、政府情報システムの調達の標準ガイドラインのほうでも濃くしてというところがありますので、ここは非常に賛同するところでございます。

○委員 当然、CSP 側は発注者側の持っている情報が何であるかとか、ステークホルダーが何であるかが分かりませんので、そこはやはり密に連携してやっていくべきだなということで、非常に賛同いたすところでございます。

○委員 私も同じことを申し上げようと思ったところでございます。ここもやはり両者のコミュニケーションが必須であるということをぜひ強調できるといいなと思って伺いました。

○委員長 委員の皆様からいただいたご意見を参考に進めていただきたいと思います。

8. 監査機関の品質モニタリング結果（2025 年度）について

○IPA 説明者 ISMAP 監査機関登録規則に基づき実施した監査機関の品質モニタリングについて、ISMAP 運用支援機関から確認結果を報告します。

○委員長 （委員へご意見、ご質問等を確認）

○委員 即答は難しいと思うのですが、例えば開発におけるバグのレビューの品質を確認するときに、指摘事項の件数とか、見ることは多いかと思うのですが、それとともに、十分にカバーされたかということで、どれぐらいのレビューしたかみたいなことが評価することが多いと思っています。それで、今回の場合、評価機関がどの程度の時間をかけたかとか、どれぐらいのボリュームでレビューしたかという数字の統計は何か取れるのでしょうか。

○IPA 説明者 監査機関が各 CSP の評価をするに当たって、どのくらい時間をかけているかというご質問でよかったでしょうか。

○委員 そうです。例えばそういったパラメーターというものは取れているのでしょうかということです。むしろ、工数なのかもしれません。

○IPA 説明者 品質モニタリングにおいては、現在、そういう観点は確認しておりません。やはり効率化を含めて、その辺りは各監査機関での工数管理というところになりますので、直接、品質という観点からはなかなか情報提供いただくのは難しいところかなと思っていますので、現時点ではやっておりません。

○委員 十分にレビューがおこなわれているかというところが一般的には品質管理の論点には出てくるかなと思いますので、ご検討いただければと思っています。

○委員長 委員の論点は、プロセスを評価するような指標があるかという趣旨ですか。

○委員 そうです。その指摘が例えば少ないといっても、これは単に工数をかけていないということかもしれませんし、件数が多いというのが、単純に工数をかけたから増えている可能性もあるわけなので、その辺りがどういう関係性があるかというのは確認しておいたほうがいいと思っています。

○委員長 私の理解では、今、やられている品質というものは、監査法人から出てきたアウトプットの品質を見ているのだと思います。今、委員から出たのは、監査機関がやっているプロセスの品質の指標はないのかという視点だと思いますので、そういうプロセス視点の品質などが必要かどうかということも含めて、IPA のほうで整理していただけるとありがたいと思います。

○IPA 説明者 検討したいと思います。

○委員長 他にご意見、ご質問ございましたら、よろしいでしょうか。

○委員一同 異議ございません。

9. その他について

○委員長 参考資料5として、第39回のISMAP運営委員会の公開議事録が添付されております。こちらの内容で公表して問題ございませんでしょうか。

○委員長 特にこの内容で公表することに異議等ございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

○委員一同 異議ございません。

○委員 課題意識なのですが、先ほどのインシデント報告の中で、リスク低減策のところに復旧プロセスがしっかりしているから大丈夫だった的なことが書いてあります。私は何かというと、最近インシデントそのものよりも復旧のほうです。つまり、被害を大きくしない仕組みというものをどう用意しているか、いわゆるレジリエンスの観点が非常に大事ななと思っておりまして、ISMAPにおいても簡単ではないとは思いますが、CSPがどうリスク低減策をしているかというものを初めから議論できるような方向に少しでも持っていけるといいのだろうと思った次第でございます。

○委員 既に入っていることは入っていると思うのですが、それより強く打ち出すことが、今後、重要インフラであります、この重要インフラを支えるクラウドにとっては大事なのではないかという気がしてしまいます。いわゆる復旧策、被害を拡大させない仕組みというところがポイントになるなと思ったところでございますという思いをただお伝えしたいと思います。

○委員長 重要な視点として、今後もこの委員会で議論できるように、事務局のほうでそこら辺の検討もぜひお願いしたいと思います。

【閉会】

○委員長 （委員、制度所管省庁から発言がないため）。事務局にお返しします。

○事務局 第40回「ISMAP運営委員会」閉会及び次回開催について連絡。

以上

《議事録に関する補足等》

- 本議事録は、ISMAP運営委員会事務局である国家サイバー統括室が作成、公開しております。
- 本議事録においては、非公開情報の保護やレピュテーションリスク等を考慮し、審査に関する詳細情報（事業者による統制に関わる情報、発見事項の内容等）、ISMAPポータルサイト（<https://www.ismap.go.jp/csm>）に公表されない情報、情報セキュリティインシデントに関する情報等については、記載しないようにしています。
- 特に、情報セキュリティインシデントに関する情報については、原則、非公開情報として取り扱っております。
- それぞれの議題・議事において、ISMAP運営委員会委員により、議事の公開/非公開可否について確認しております。
- また、委員による自由闊達な意見交換を促すこと及びISMAP運営規則「2.4委員会における意思決定」を踏まえ、発言者した委員を特定しない形としております。ただし、討議及び議決に加わっていないこと等の記載について、委員の申し出により、対象となる委員名及びサービス名等を記載する場合があります。